様式9（第20条第3項関係）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本学術振興会理事長　殿

設置者名（機関名）

代表者職名

氏名

科学技術人材育成費補助金（卓越研究員事業）に係る財産処分承認申請書

科学技術人材育成費補助金（卓越研究員事業）に係る財産処分について、科学技術人材育成費補助金（卓越研究員事業）取扱要領第20条第3項の規定により、別紙のとおり申請します。

別紙

１　処分の種類　（該当するものに○）

（　転用　有償譲渡　有償貸付　無償譲渡　無償貸付　交換　取壊し又は廃棄　担保に供する処分（抵当権の設定）　）

２　処分の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 機関名 | ②補助対象財産名 | | | ③所在地 | | | |
|  |  | | |  | | | |
| ④国庫補助相当額  （処分に係る部分の額） | ⑤取得時の価格 | ⑥取得年月日 | ⑦国庫補助年度 | | ⑧処分制限期間 | | ⑨経過年数 |
| 円 | 円 |  | 年度 | | 年 | | 年　月 |
| ⑩処分の内容 | | | | | | ⑪処分予定年月日 | |
|  | | | | | |  | |
| ⑫譲渡予定額  （譲渡の場合） |  | | | | | | |
|
| 円 |

３　経緯及び処分の理由

|  |
| --- |
|  |

４　承認条件としての納付金　（　有　無　）

・→無の場合（承認基準の第３（国庫納付に関する承認基準）の該当項目に○）

１　地方公共団体　　　　　 (1)

２　地方公共団体以外の者　 (1)→（　①　　②ｱ　　②ｲ　　②ｳ　　②ｴ　　③　）

５　その他

６　添付資料

・当該補助対象財産の仕様書及び写真等

・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）

・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）

・その他参考となる資料

（記入要領）

１　処分の種類　いずれか該当するものを○で囲むこと。

２　処分の概要

(1)「④国庫補助相当額」欄には、補助対象財産への補助金充当額を記載すること。

(2)「⑤取得時の価格」欄には、自己負担額も含めた取得価格を記載すること。

(3)「⑪処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：　学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

３　経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

４　承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

平成20年6月16日付け20文科会第189号「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）」別添「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」を参照すること。

５　添付書類

(1)備品納品書など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(2)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。